

秋川あすなろみんなの会規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は社会福祉法人秋川あすなろ会の運営を支援する「秋川あすなろみんなの会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人秋川あすなろ会が、乳幼児期から高齢者まで幅広い福祉活動を行うことや、人と人がより良い関係を生み出すための、地域福祉向上をめざす活動を支援、援助することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の目的に深く賛同する個人、団体をもって会員とする。

第4条 本会の退会については、申し出があった時とする。

(会費)

第5条 本会の年会費は、1口500円として、一人何口でも加入できるものとする。

(事業)

第6条 本会は、本会の目的を達成するため次の事業を行う。
社会福祉法人秋川あすなろ会の事業活動を支援、援助する。
会員及び地域の福祉向上をはかる啓発、啓蒙活動を行う。
会員相互の親睦をはかる。

(事務局)

第7条 本会の事務所を、社会福祉法人秋川あすなろ会、あきる野市原小宮130-3におく。

第2章 役員

(役員の数)

第8条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名
書記	2名

会計 2名

会計監査 2名

(役員を選出)

第9条 本会の役員は、会員の中から選出し役員会で承認を得る。

(職務)

第10条 役員及び監査の職務は次のとおりとする。

会長は、本会の全務を総務する。

副会長は、会長を補佐し、事故あるときは代理する。

書記は、庶務及び記録を担当する。

会計は、本会の会計を担当する。

監査は、本会の会計を監査する。

(任期)

第11条 本会の役員任期は、1年とする。再選を妨げない。

第3章 総会について

第12条 本会の会議は会長が招集し、必要に応じて総会を開催する。

第13条 本会は、会長が必要と認められた時は、役員会を開催する。

第4章 事業計画及び事業報告について

第14条 本会の事業計画及び事業報告については役員会において協議の上決定し、会報をもって報告する。

第5章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は会費及びその他の収入をもって充てるものとする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

本会則以外の必要事項は、役員会で協議して決める。

平成18年3月一部改定